

# 慶弔規定

(規則第5号)

第1条 楽員で音楽文化全般および楽団活動において、功績が顕著な者および他の個人、団体について、運営協議会の議を経て表彰することができる。

第2条 楽長、運営協議委員長、常任指揮者で次の各号の条件を満たす者については、それぞれ褒賞する。

1. 退任の時、勤続年数一年につき、感謝状及び金3,000円を贈る。
2. 永年着任者(5年以上で5年毎単位)に感謝状及び記念品を贈る。

第3条 特別の事情ある者については、運営協議会の議を経て別途協議する。

第4条 楽員または楽員の親族の死去に際しては、香典として次の通り霊前に供え、弔電を打つものとする。

1. 楽員 10,000円と花輪
2. 顧問・楽長・常任指揮者
  - イ. 本人 運営協議会の議を経て決定する。
  - ロ. 配偶者 10,000円
  - ハ. 本人の直系一親等 5,000円
3. 楽員の親族 5,000円

第5条 楽員の傷病により30日以上入院した場合は、5,000円の見舞金を贈る。ただし、緊急を要する場合は、運営協議委員長においてこれを決し、運営協議会に報告するものとする。

第6条 この規定に定めない事項で必要と認められる場合は、運営協議会の議を経て、慶弔費を支出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、運営協議委員長においてこれを専決処分し、運営協議会に報告するものとする。

- 附 則
1. この規定は、平成8年4月1日を以って施行する。
  2. この規定の改廃は、運営協議会の議決を要す。
  3. 平成 9年 4月 1日 第4条を一部改正施行する。
  4. 平成13年 4月 8日 第5条を一部改正施行する。
  5. 令和 元年 8月29日 第5条を一部改正、第6条を追加施行する。